

○ 国立大学法人山梨大学内部統制システムに関する基本方針

【内部統制委員会決定】

平成27年11月9日

国立大学法人山梨大学（以下「本法人」という。）は、内部統制システムに係る持続的な活動を通じて、役職員が内部統制システムの維持・向上と事業に関わる法令等の遵守に努め、業務の公正を確保するとともに、効率性・有効性を高めるものとする。

このため、この基本方針及び同方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況の不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ実効性のある体制の構築・運用に努めるものとする。

1. 役職員の職務執行が国立大学法人法又はその他法令及び本法人規則等に適合することを確保するための事項
 - (1) 学長は、国立大学法人法又はその他法令及び本法人規則等に従い、重要事項を決定する。
 - (2) 役職員は、国立大学法人法又はその他法令及び本法人規則等に従い、業務を実施する。
 - (3) 役職員は、大学憲章、倫理指針、行動指針等の定めに従って行動する。
 - (4) 内部統制委員会は、内部統制に関する重要な事項を審議する。
 - (5) 学長は、内部統制を総括する理事を置くとともに、監査室を設置し、監査・モニタリング体制、ICT体制等の内部統制体制を充実する。
2. 役職員の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
 - (1) 役職員は、国立大学法人法又はその他法令及び本法人規則等に従い、適切に文書を作成、保存及び管理するとともに文書情報を適切に開示及び公表する。
 - (2) 情報セキュリティに関する規程及び体制等を整備し、情報漏洩を防止する。
 - (3) 個人情報管理に関する規程及び体制等を整備し、個人情報の適切な管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の事項
 - (1) コンプライアンス及びリスク管理等の規程及び体制を整備し、危機管理体制を充実する。
 - (2) 反社会的勢力に対する対応方針を整備し、反社会的勢力とは取引をはじめ一切の関係を遮断するとともに、毅然とした態度で臨む。
4. 役職員の職務執行の有効性及び効率性を確保するための事項
 - (1) 定期的に役員会、経営協議会、教育研究評議会等を開催する。
 - (2) 中期計画等の策定、進捗状況の評価を定期的に行う体制を整備する。
 - (3) 中長期の視点に立った予算計画を策定し、評価結果を予算配分等に活用する。

- (4) 役職員は、策定した中期計画及び予算計画に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況について役員会に報告する。
- (5) 理事等の職務分掌並びに所掌業務を定める事務分掌を整備する。
- (6) 学長及び理事等の職務執行状況については、適宜、役員会に報告する。

5. 監事監査及び内部監査が実効的に行われることを確保するための事項

- (1) 国立大学法人法又はその他法令及び本法人規則等により、監事の監査が実効的に行える体制を整備する。
- (2) 監事と学長・理事、監事と学長・理事・会計監査人、監事と監査室が定期的又は必要に応じて連携が図れる体制を整備する。
- (3) 監事の職務遂行を補助する監査室に専任職員を配置し、当該職員の人事等については、監事の承認を得る。
- (4) 監事監査及び監査室が行う監査の結果内容を役員会で確認し、必要な対策等を講じる。

6. 財務報告の信頼性を確保するための事項

- (1) 財務報告に係る内部統制については、国立大学法人法又はその他の法令及び本法人規則等に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- (2) 役職員は、自らの業務執行に当たり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性を確保する。

7. 役職員の業務の適正を確保するための事項

- (1) 役職員は、日常的モニタリング及び独立的評価の結果を適切に業務に反映させ、内部統制システムの継続的な改善策等を図る。
- (2) 内部通報又は、内部統制担当役員又は監事に対する内部統制上の報告を行ったことを理由として、職員に対し不利な取り扱いを行わない。
- (3) 役職員が職務執行に当たり、法令及び法人の定める諸規則に違反する行為を行った場合又はその報告若しくは監督を怠ったことにより法人に重大な損害を及ぼすに至った場合は、国立大学法人法又は本法人規則等に基づき、適切な措置を講じる。